

第3期群馬県国民健康保険運営方針の概要

1 策定の趣旨

- ・国民健康保険運営方針は、県と市町村が一体となって国民健康保険制度を運営し、財政の安定化と事業の広域化及び効率化を推進するための運営に関する統一的な方針として策定。

2 位置付け

- ・国民健康保険法第82条の2に基づく都道府県国民健康保険運営方針
- ・県の医療分野の個別実施計画

3 対象期間

- ・令和6年度から令和11年度までの6年間
- ・ただし、3年が経過する時点で必要な見直しを行う

4 全体構成

構 成	主な項目・記載事項
第1章 基本的事項	策定の目的、対象期間 等
第2章 国民健康保険 の医療に要す る費用及び財 政の見通し	医療費の動向と将来の国保財政の見通し 市町村国保医療費総額は、被保険者数の減少により減少傾向にある一方、1人当たり医療費は医療の高度化等に伴い、増加傾向が継続すると見込まれる。 赤字解消・削減の取組 本県においては、令和元年度以降、決算補填等目的の繰入を行った市町村はないが、引き続き、赤字を生じさせないよう取り組む。
第3章 納付金及び標 準保険料率の 算定方法並び に保険税水準 の統一	保険税水準の統一 (1) 基本的な考え方 急な保険税水準の統一は市町村によっては被保険者負担が急激に増加することがあるため、段階的に統一を進める。 (2) 統一の定義及び時期 県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険税であることを「完全統一」と定義。 第1段階：令和6年度 納付金ベースの統一（納付金算定に医療費水準を反映させることを廃止） 第2段階：令和9年度 準統一（完全統一に向けた移行期間） 最終段階：令和15年度（目標） 完全統一

第 4 章 保険税の徴収 の適正な実施	保険税収納対策の強化 収納率向上取組基準を策定し、令和 6 年度から令和 8 年度までを収納率向上取組推進期間とする。基準達成のために、市町村は予算措置や人員確保等の必要な対策を講じ、県及び国保連合会については、技術・財政支援を行う。
第 5 章 保険給付の適 正な実施	過誤調整等の取組強化 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整の負担軽減のため、オンライン資格確認等システムを活用した振替・分割処理の実施。
第 6 章 医療費の適正 化の取組	データヘルス計画に基づく保健事業の推進 各市町村の第 3 期データヘルス計画（令和 6 ～11 年度）に基づく効果的・効率的な保健事業の実施。 特定健康診査・特定保健指導の実施 D X の推進や受診勧奨の徹底等による特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上。
第 7 章 市町村事務の 広域的及び効 率的な運営の 推進	事務処理の標準化 高額療養費の支給申請の簡素化について令和 7 年度末を目途に全市町村での実施を目指す。
第 8 章 保健医療サー ビス・福祉サ ービス等に関 する施策との 連携	保健医療サービス・福祉サービス等との連携、他計画との連携
第 9 章 その他	県市町村国民健康保険連携会議の開催 等